

# 9月定例会で可決された意見書

## 手話言語法制定を求める意見書

明治時代につくられた我が国の手話は、聾者の間で受け継がれて発展し、2006年(平成18年)の国際連合総会で採択された障害者の権利に関する条約では、言語には手話その他の非音声言語を含むことが明記された。

2011年(平成23年)に成立した改正障害者基本法において「全て障害者は、可能な限り、言語(手話を含む。)その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定めたが、「可能な限り」という留保がついており、罰則もなく、聾者が手話で生活する権利を守るには不十分である。

また、我が国では手話に対する理解も不足しているため、聾者が情報を得ることや聾者以外の者との意思疎通が容易ではなく、日常生活、社会生活を送る上での偏見や差別の原因となっている。

よって、国においては、手話が音声言語と対等な言語であることを国民に広めるとともに、聾者が自由に手話を使い、さらには言語として普及、研究することができる環境整備を目的とした手話言語法を制定するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年9月25日

綾瀬市議会議長 山田晴義

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 総務大臣 文部科学大臣  
厚生労働大臣 あて

## 義務教育に係る国による財源確保と35人以下学級の着実な実施・進行を図り、教育の機会均等と水準の維持・向上並びに行き届いた教育の保障を求める意見書

義務教育費国庫負担制度は、現行教育制度の根幹をなしている。しかし、三位一体改革で国庫負担の割合が2分の1から3分の1に引き下げられ、地方自治体財政を圧迫する状況が続いている。このような中、国庫負担をさらに縮小・廃止することは、全国的な教育水準の確保、教育の機会均等の原理を阻害することになりかねない。

また、授業時数や指導内容が増加する中、障害のある子供や日本語指導などを必要とする子供への対応、さらに、いじめや不登校等の問題が深刻化している現状からも、35人以下学級の着実な実施・進行は極めて重要な施策である。

よって、国においては、地方教育行政の実情を十分に認識し、次の事項を実現するよう強く要望する。

1 教育の機会均等、水準の維持・向上、無償制の維持に不可欠な義務教育費国庫負担制度を存続・拡充させるとともに、学校事務職員・学校栄養職員をその対象から外さないこと。また、義務教育教科書無償制度を継続すること。

2 行き届いた教育を実現するために、学級編制標準の見直しや教職員の定数改善、35人以下学級の着実な実施・進行など、教育環境を整備するための予算を確保・拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年9月25日

綾瀬市議会議長 山田晴義

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣  
総務大臣 財務大臣 文部科学大臣 あて

## 住宅防音工事対象線内の80W及び75W地域に所在する全ての告示後住宅及び住宅について、米空母艦載機が岩国飛行場に移駐するまでに防音工事及び外郭防音工事の対象とすることを求める意見書

米空母艦載機が岩国飛行場へ移駐すると、騒音軽減により新たに設定される厚木飛行場に係る第一種区域は縮小の方向へ向かうと想定される。

現在、告示後住宅は、昭和61年9月10日に告示された住宅防音工事対象線内の85W地域に所在し、平成18年1月17日までに建てられた住宅が対象となっている。また、外郭防音工事も同年同日に告示された対象線内の85W地域に所在する住宅と平成18年1月17日の告示により拡大した80W及び75W地域に所在する2戸以上のRC住宅が対象となっているが、いずれの工事も進捗状況は極めて遅い。

岩国飛行場への移駐後、現在の80W及び75W地域に所在する住宅が、防音工事の対象にならなくなれば、受忍限度を超える騒音被害に苦しむ市民の差別化が起こり、公平な対応とは言いがたい。

よって、国においては、厚木飛行場を抱える本市の実情を認識し、昭和61年9月10日告示の住宅防音工事対象線内の80W及び75W地域に所在する全ての告示後住宅及び住宅について、防音工事及び外郭防音工事の対象とすることを米空母艦載機が岩国飛行場に移駐するまでに決定するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年9月25日

綾瀬市議会議長 山田晴義

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 防衛大臣 あて

## オスプレイが厚木基地に飛来しないことを求める意見書

厚木基地の存在は、本市のまちづくりの阻害要因となっているばかりでなく、市民は長年にわたり空母艦載機の騒音被害や墜落の不安に悩まされてきた。

さらに、市民の悲願であった空母艦載機の移駐も先送りになった。

このような中、オスプレイ自体の安全性や厚木基地に飛来する目的、飛来情報など、地元住民に対する十分な説明もされず、本年7月、8月には2度にわたり、厚木基地にオスプレイが飛来した。

新型輸送機としてのオスプレイが、災害時の救援活動や急患輸送において、結果を残したことは理解するものであるが、今回の飛来は、不安を抱えている市民の声を無視しているものであり、到底容認することはできない。

よって、国においては、超過密化した市街地にある厚木基地の実情を十分認識し、オスプレイの安全性について、地元住民が納得できる説明がない以上、オスプレイの厚木基地への飛来を行わないよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年9月25日

綾瀬市議会議長 山田晴義

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 外務大臣 防衛大臣 あて

請願・陳情の審査結果		
付託委員会	件名	審査結果
総務教育	義務教育に係る国による財源確保と、35人以下学級の着実な実施・進行を図り、教育の機会均等と水準の維持・向上並びに行き届いた教育の保障に関する陳情	26. 9. 8 趣旨了承
市民福祉	手話言語法制定を求める意見書の提出を求める陳情	26. 9. 4 趣旨了承
基地対策	厚木基地の艦載機が岩国に移駐した後の第一種区域見直しに際しての陳情	26. 9. 16 趣旨了承

## 市議会への請願や陳情

◆どなたでも提出できます  
市民の皆さんは、身近で困っている問題について市議会にその実情を訴えることができます。これを請願や陳情といいます。

◆提出には、次のことに注意してください

- 書式は《例》を参考に、日本語で簡潔にまとめてください。内容が2件以上にわたるときは、1件ごとに提出してください。
- 請願(陳情)者が複数の場合は、代表者を決めてください。
- 請願(陳情)は、必ず議会事務局へ持参してください。
- 定例会初日前3日(土・日曜日、休日を除く)までに提出してください。郵送の場合は、請願(陳情)として受け付けることはできませんが、要望書として全議員に配付します。
- 請願(陳情)者の住所・氏名は一般に公開されますので、あらかじめご了承ください。

※請願には1人以上の紹介議員が必要ですが、陳情には必要ありません。請願と陳情の違いなど詳しくは事務局に問い合わせてください。

**《例》**

〇〇〇に関する請願(陳情)

平成 年 月 日

綾瀬市議会議長  
〇〇〇 殿

紹介議員  
(署名または記名押印)

請願(陳情)者  
住所  
氏名 〇〇〇 印

趣旨  
理由